



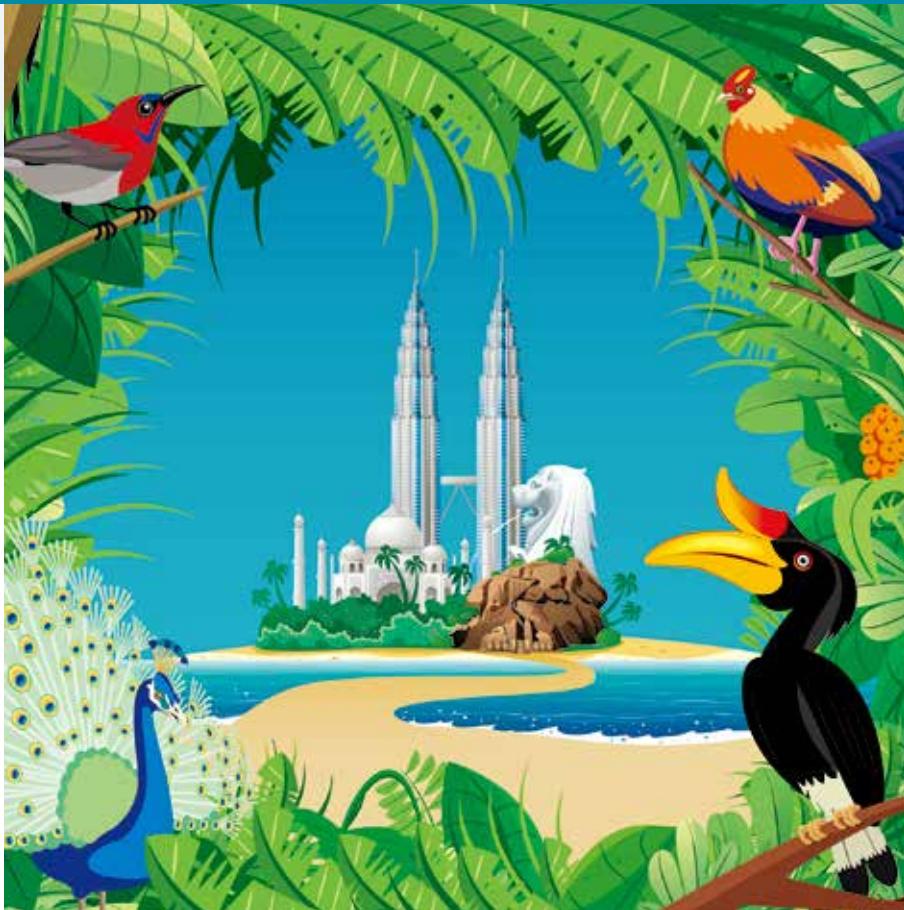
三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2024年11月15日

# 三井住友・ ニュー・アジア・ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)  
第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれてありますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## お知らせ

当ファンドは、2025年2月20日で信託期間が満了となり、償還となります。  
お申込みに際しては、償還まで期間が短いことにご留意ください。

## 委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2024年8月30日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額

13兆3,409億円(2024年8月30日現在)

## 商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	アジア、 エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月14日に関東財務局長に提出しており、2024年11月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、主としてフロンティア地域を含む東南・南アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主としてフロンティア地域を含む東南・南アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 株式のほか、DR(預託証書)、上場不動産投資信託および上場インフラファンド等にも投資することがあります。



### フロンティア地域とは

当ファンドにおけるフロンティア地域とは、経済が発展段階の初期にあり、先進国、新興国より市場規模等が小さく、将来的に高い成長が期待される国・地域を指します。



### DR(預託証書)とは

Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

**2** 投資対象ファンドの運用は、現地の株式運用に強みをもつ「スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)」、「三井住友DSアセットマネジメント」および「UOBアセットマネジメント」が行います。

**3** 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

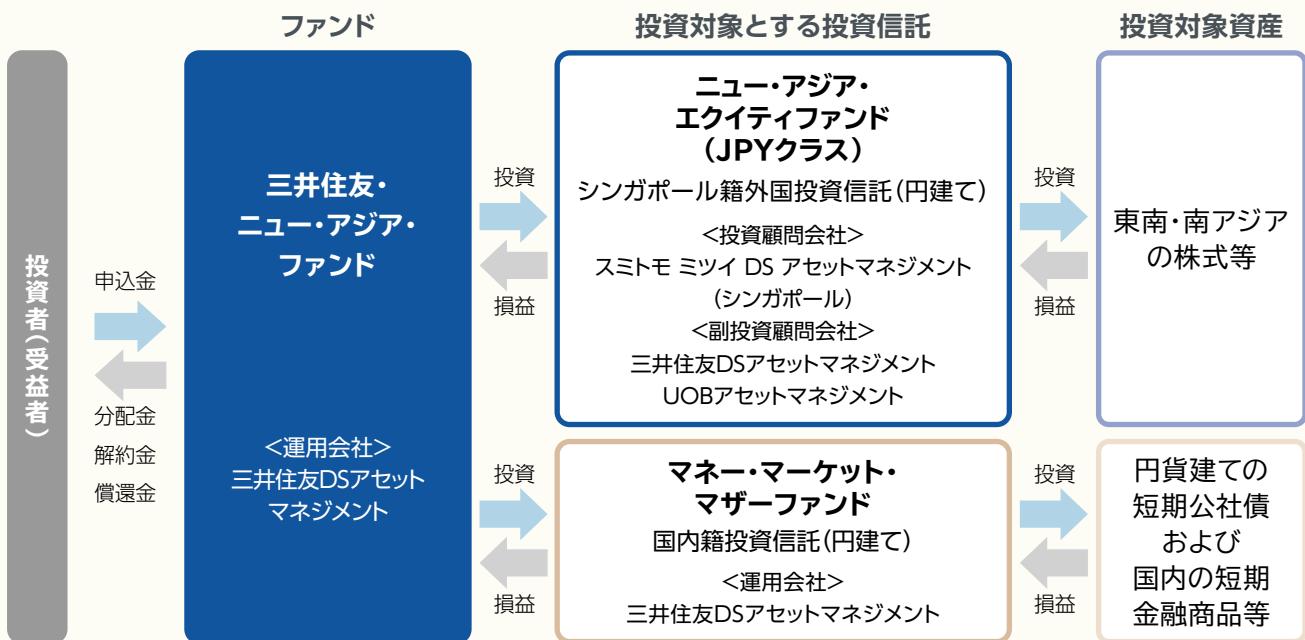
**4** 年2回決算を行い、決算毎に分配方針に基づき分配を行います。

- 年2回(原則として毎年2月および8月の20日。休業日の場合は翌営業日)の決算時に分配を行うことを目指します。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

\*資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)は、三井住友DSアセットマネジメントの子会社(100%出資)です。

※「ニュー・アジア・エクイティファンド(JPYクラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、東南・南アジアの株式となります。

## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### ▶ 投資顧問会社

■ファンドの主要投資対象である外国投資信託の運用を担当

#### [スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)の概要]

設立	2013年7月10日	拠点	シンガポール
運用チーム	運用専門職は9名 平均運用経験年数は9年	運用資産残高	約852億円

(注)運用チームは2024年4月1日現在、運用資産残高は2024年7月末現在

### ▶ 副投資顧問会社

■東南・南アジア株式等の運用を実質的に担当

会社名	三井住友DSアセットマネジメント
特徴	国内トップレベルのアジア株運用体制を有し、独自の徹底したボトムアップリサーチを東京、上海、香港、シンガポールの四極一体となり共同作業で行っています。 現地に精通したアナリストと経験豊富なファンドマネージャーとの多面的な協業による運営が特徴です。

会社名	UOBアセットマネジメント
特徴	シンガポールを拠点とし、アジアの運用子会社(タイ、マレーシア、台湾、インドネシア、ベトナム)および中国・平安グループとの合弁会社を通じて堅固なリサーチ・運用体制を確立しています。ブルネイ、日本にも営業拠点を有します。

## [ 運用プロセス ]

スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント  
(シンガポール)

投資政策委員会  
(国別配分の決定)

三井住友 DS  
アセットマネジメント

UOB  
アセットマネジメント

投資ユニバース (投資対象国における約9,500銘柄)

## 定量分析

時価総額や流動性等を  
基にスクリーニング

ファンド組入対象  
ユニバース

主にインド、インドネシア、  
フィリピン、パキスタン、  
フロンティア・アジアにおいて  
事業活動を行う銘柄群

ファンド組入対象  
ユニバース

シンガポール、マレーシア、  
タイに上場する銘柄群

## 定性分析

成長性、収益性、財務健全性、国の政策や規制、  
およびコーポレートガバナンス等に注目した企業評価等を基にファンド組入銘柄候補を選定

ファンド  
組入候補銘柄ファンド  
組入候補銘柄

ポートフォリオ構築に  
あたっては、スミトモ  
ミツイ DS アセット  
マネジメント(シンガ  
ポール)の銘柄提案  
を利用します。

バリュエーション判断等  
を基に最終投資銘柄を  
決定

ポートフォリオ構築 (40~60銘柄程度)

※上記の運用プロセスは2024年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)の情報を基に委託会社作成

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

## 分配方針

- 年2回(原則として毎年2月および8月の20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

5

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 追加的記載事項



### ■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2024年8月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

### ▶ニュー・アジア・エクイティファンド(JPYクラス)

形態	シンガポール籍契約型投資信託(円建て)
主要投資対象	フロンティア地域を含む東南・南アジア各国の株式等
運用の基本方針	主として、アセアン、インド、フロンティア・アジア各国の取引所に上場している株式および当該地域において事業活動を行う企業の株式等に投資し、長期的な成長を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券の空売りは行いません。</li> <li>● 同一発行体の有価証券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>● 流動性の低い資産*への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。</li> </ul> <p>*私募証券、未公開証券、不動産 等</p>
分配方針	年2回(原則として、1月と7月の25日。休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針です。ただし、分配を行わないことがあります。
運用管理費用	<p>純資産総額に対して年0.77%程度*</p> <p>*受託費用と事務代行費用が含まれており、各費用には下限金額(それぞれ年18,000シンガポールドル)が設定されています。</p> <p>※上記のほか、登録・名義書換事務代行費用(最低年24,000シンガポールドル)および保管費用(最低年18,000シンガポールドル)などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p>
その他の費用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担しますが、これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド
副投資顧問会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社、UOBアセットマネジメント・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## ▶マネー・マーケット・マザーファンド

<b>主要投資対象</b>	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
<b>運用の基本方針</b>	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
<b>主な投資制限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>● 外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
<b>信託報酬</b>	ありません。
<b>その他の費用</b>	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
<b>申込手数料</b>	ありません。
<b>信託財産留保額</b>	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%
<b>委託会社</b>	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



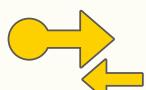
#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

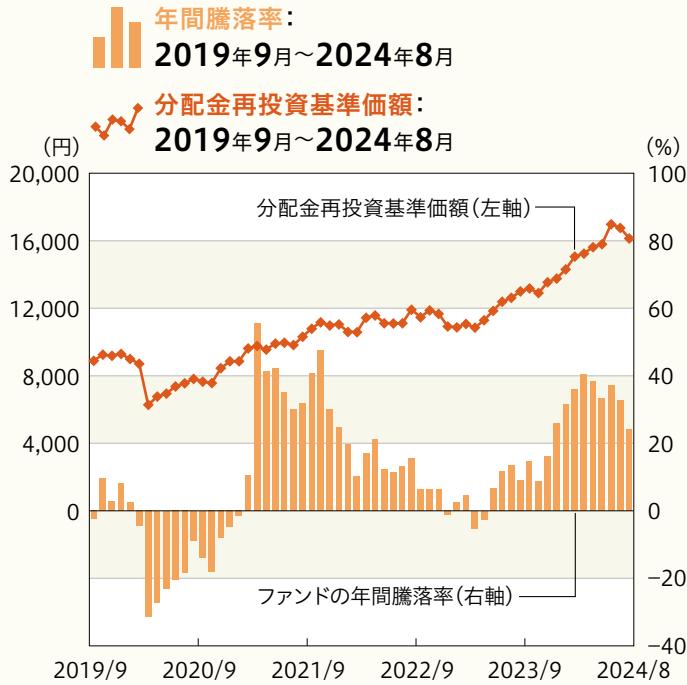
## (参考情報) 投資リスクの定量的比較



## [ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ]



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



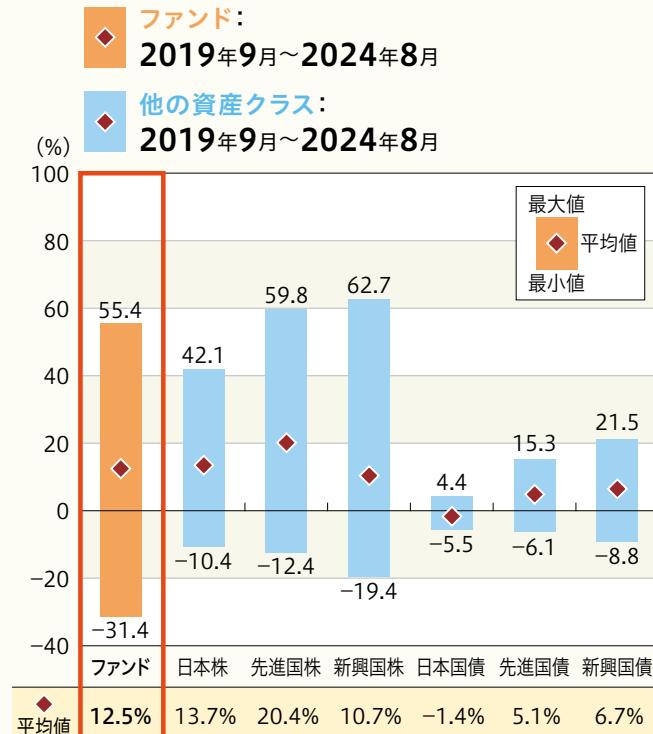
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## [ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ]



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指標

日本 株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指標で、日本の株式を対象としています。
先進国 株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。
日本 国 債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国 債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2024年8月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

## 主要な資産の状況

■三井住友・ニュー・アジア・ファンド

## 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	シンガポール	98.10
親投資信託受益証券	日本	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.87
合計(純資産総額)		100.00

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
シンガポール	投資信託受益証券	ニュー・アジア・エクイティファンド(JPYクラス)	98.10
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	0.03

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日: 2024年8月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ▶ 投資対象とする投資信託の現況

### ■ ニュー・アジア・エクイティファンド (JPYクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ニュー・アジア・エクイティファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
インド	株式	フェニックス・ミルズ	不動産管理・開発	5.0
インド	株式	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	4.6
インド	株式	ICICI銀行	銀行	4.3
インド	株式	マヒンドラ・マヒンドラ	自動車・自動車部品	4.0
インド	株式	セントラル・ディポジトリーサービシズ	金融サービス	3.8
インド	株式	ABBインディア	資本財	3.5
インド	株式	KEIインダストリーズ	資本財	3.4
ベトナム	株式	FPT	ソフトウェア・サービス	3.3
インド	株式	プレステージ・エステート・プロジェクト	不動産管理・開発	3.2
インド	株式	アベニュー・スーパーマーチ	生活必需品流通・小売り	3.1

※比率は、ニュー・アジア・エクイティファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(シンガポール)から入手した情報を基に委託会社作成

### ■ マネー・マーケット・マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	98.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.43
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1239国庫短期証券	0.000	2024/09/24	93.84
日本	国債証券	335 10年国債	0.500	2024/09/20	1.24
日本	国債証券	337 10年国債	0.300	2024/12/20	1.16
日本	国債証券	1226国庫短期証券	0.000	2025/04/21	1.16
日本	国債証券	144 5年国債	0.100	2025/06/20	1.16

※比率は、マネー・マーケット・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

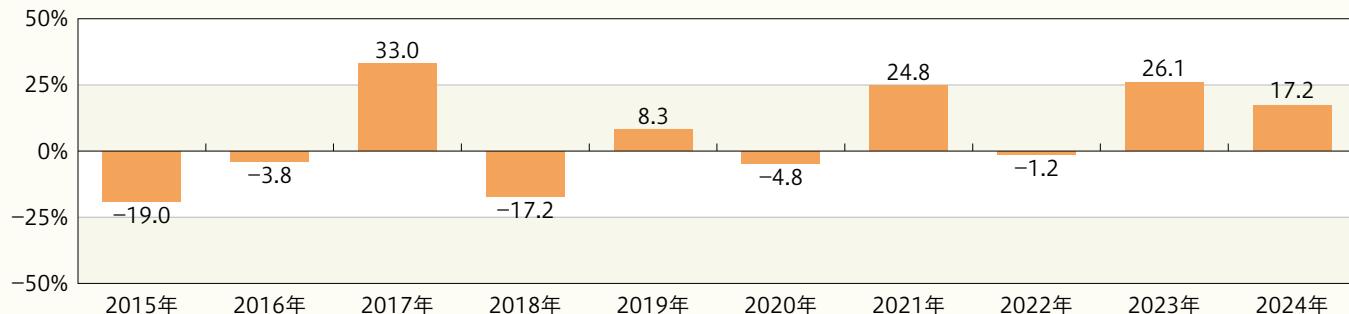
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

# 運用実績

基準日: 2024年8月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ



## 購入時

購入単位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金 販売会社の定める期日までにお支払ください。

## 換金時

換金単位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

## 申込関連

申込締切時間 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

購入の申込期間 2024年11月15日から2025年2月18日まで  
※信託期間が2025年2月20日までのため、申込期間は更新されません。

申込不可日 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。  
●シンガポールの取引所の休業日  
●インドの取引所の休業日

換金制限 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

## 決算日・収益分配

決算日 每年2月、8月の20日(休業日の場合は翌営業日)

年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)

収益分配 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ

## その他

信託期間	2025年2月20日まで(2015年2月16日設定)
繰上償還	<p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 残存口数が10億口を下回ることとなったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「ニューアジア」として掲載されます。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2024年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に <b>年1.133% (税抜き1.03%)</b> の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。  <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>												
ファンド	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.25%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.75%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.25%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.25%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
	※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。												

投資対象とする投資信託	年0.77%程度*
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して <b>年1.903% (税抜き1.8%) 程度*</b>

\*投資対象とする投資信託の運用管理費用には、上記のほか、登録・名義書換事務代行費用および保管費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。  
上記の料率は、2024年8月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

その他の費用・手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>●資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
------------	---

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

<b>所得税及び地方税</b>	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

#### 換金(解約)時及び償還時

<b>所得税及び地方税</b>	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2024年8月末現在のものです。

#### (参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年2月21日～2024年8月20日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.96%	1.13%	1.82%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

## MEMO

18



三井住友DSアセットマネジメント